



2021年3月8日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド  
代表者名 代表取締役社長 溝口 烈  
(コード番号 9671 東証第1部)  
問 合 せ 先 常務取締役総務、広報担当 小林 道高  
(TEL. 044-966-1131)

**(訂正)「株式併合及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」の一部訂正に関する  
お知らせ**

2021年2月18日に公表いたしました「株式併合及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

記

**【訂正の内容】**

(訂正前)

1. 第1号議案 (株式併合の件)

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

7,684,066 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

7,684,072 株

(注) 当社は、2021年2月3日開催の取締役会において、2021年3月24日付で自己株式668,130株(2021年1月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6 株

(訂正後)

1. 第1号議案 (株式併合の件)

(中略)

③ 減少する発行済株式総数

7,684,065 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

7,684,072 株

(注) 当社は、2021年2月3日開催の取締役会において、2021年3月24日付で自己株式668,130株(2021年1月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

(訂正前)

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第9条乃至第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、2021年2月3日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年3月25日に効力が発生するものといたします。

(訂正後)

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第9条乃至第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本議案に係る定款の一部変更の内容等は、2021年2月3日付当社プレスリリースをご参照

ください。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式会社併合の効力が生じることを条件として、本株式会社併合の効力発生日である2021年3月25日に効力が発生するものいたします。

以 上